

発八監第 18 号
令和7年10月2日

八頭町長 吉 田 英 人 様

八頭町議会議長 川 西 美 恵 子 様

八頭町監査委員 丸 山 長 智

八頭町監査委員 田 中 一 實

令和7年度財政援助団体等監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和6年度に財政的援助を与えているもの（財政援助団体等）の出納、その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を次のとおり報告する。

1 監査の概要

（1）監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているものの出納、その他の事務の執行に関する監査について、次の点を主な着眼点として実施した。

ア 町が補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）及び事業について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）については、関係法令等を遵守し、指定管理業務を行う上で公の施設の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に運営されているか。

（2）監査の実施時期

令和7年8月5日から8月21日までのうち5日間実施した。

（3）監査の実施方法

関係書類や事務事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として実施した。

(4) 監査実施機関等の数

区 分	対 象 監 査 数	監 査 実 施 数
補 助 金 等 団 体	8 2 8	7 5
指 定 管 理 者	1 1	4
合 計	8 3 9	7 9

2 監査の結果及び意見

(1) 概 要

補助金の交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、指定管理事務を行ううえでの公の施設の運営及び経理処理、出納その他の事務の執行が適切かつ効率的に運営されているかを主な主眼点に監査を実施した。

ア 補助金交付事務関係で指摘事項に該当するもの

下記イ及びウのとおり、補助金交付要綱が実態に即した内容となっていないものが多々みられるので、条文の表現方法の見直しや条文内容を補助金の交付実態に即した内容に修文するなどして、補助金交付にあたり無用な誤りを誘引しないような厳正な補助金交付処理に努められたい。

イ 補助金交付要綱関係で改善或いは再考を要するもの

(ア) 八頭町乳牛・和牛優良精液導入補助金交付要綱第5条において、「本補助金は、次の方法により算定し、予算の範囲内で交付する。精液1本当たり、1/3を助成する。」旨定められていることから、和牛改良組合等から複数の生産者分をまとめた形で補助申請がなされた場合、精液の単価が相違している場合において、補助率の1/3を乗じた場合に円未満の端数の切り捨てが生じ、500本当たりで総額20円程度減額されている実態がみられる。

こうした生産者ごとのほか種牛ごとの単価や本数が相違するものを1件ずつ補助金額を求める現行の取り扱いは、補助金交付額は若干減少するものの、数十人にわたる生産者毎の補助金額を1件ずつ精査するのは事務の煩瑣に繋がる。

補助申請は改良組合から各生産者分を一括して提出されていることから、割り切って種牛ごとの本数に単価を乗じて得た額を合計した購入金額に補助率を乗じて求めた額を改良組合に対して補助金として交付する方法に変更すれば、事務担当者においても事業費の総額で補助金を検証することとなれば、簡潔明瞭な処理が可能となるのではないかと思料する。

(イ) 果樹カメムシ類緊急防除支援事業費補助金については、県1/3、町1/3を補助する事業であり、多人数の組合員分を一括してJAが補助申請を行なっているものである。

しかしながら、補助金額を求める計算式として組合員毎に補助率を乗じて得た額を合計して申請額としており、補助金の額は県補助金と町補助金はそれぞれ同額の496,946円で、自己負担額は496,949円となっている。

仮に各個人の事業費を合計した額で組合が申請したとすれば、その額を基にして県及び町の補助率1/3を適用して算定すると、県と町の補助金額は同額の496,947円となり、組合員負担額総額も同額の496,947円となる。

本件に限ってみれば、結果として、県と町の補助金額はそれぞれ1円減額となり、

自己負担額は 2 円増額となる。

本件の場合には補助申請手続きは組合分をまとめて JA が一括して行なっているもので、組合員の事業費を総額で申請されているものについては、組合員毎の補助金額をそれぞれ算定して合計する取り扱いを変更することにより、組合員毎のチェックが省力化されるほか、現行制度との相違は総額で数円程度のことであることから、前件の(ア)と同様に事務負担等を考慮して組合員毎に補助金額を算定するのではなく、申請団体が申請した事業費総額に対して補助率を乗じて得た額を一括交付するような見直しを検討すべきではないかと思料する。

なお、組合員に対する補助金の配分方法の割り振りは厳密に取り扱うことは求めず、申請団体に一任することとすれば良いのではないかと思料する。

- (ウ) 他県で開催される全国スポーツ大会の小中学生育成事業補助金について、補助金の額は補助対象経費の 1/2 としているが、交通費や宿泊費等が高騰している中で、八頭町小中学生育成事業補助金交付要綱では、全国大会参加者の監督の自己負担額 85,380 円、選手の自己負担額 81,620 円に対して補助金は一人当たり限度額 30,000 円を限度としている。

監督や保護者の負担割合が物価上昇等に伴い年々大きくなっており、今後も選手派遣に支障をきたすことが想定されるので、限度額を引き上げるか、或いは限度額を撤廃して 1/2 のみを適用する方向へ検討するべきではないかと思料する。

- (エ) 八頭町収入保険制度加入促進事業費補助金については、同補助金交付要綱第 5 条において、『加入初年度事務費賦課金加入者割 4,500 円』と『加入 2 年目以降事務費賦課金加入者割 3,200 円』と定められている。

しかしながら、実態をみるとネット申請をした場合は新規加入及び継続加入とも 1,000 円の割引がなされる取り扱いとなっている。

補助要綱においても割引がなされる旨の記述が必要であると思料する。

- (オ) 八頭町フルーツの里推進事業補助金の交付要綱第 5 条において、『本補助金は、苗木購入に必要な経費の内消費税を控除した額に 3 分の 1 を乗じて算定した額、または農協が補助する金額に 2 分の 1 を乗じて算定した額のいずれか低い額に予算の範囲内で交付する。』旨定められている。

本件において、この要綱に従って交付すべき補助金を計算してみると、苗木購入に必要な経費の内消費税を控除した額は 280,770 円となり、全体の経費に 1/3 を乗じると補助金額は 93,590 円となるが、個人毎に 1/3 を乗じて算定し、円未満の端数を切り捨てた後に額を積み上げると 93,587 円となる。

一方、農協が補助する金額 93,587 円に 1/2 を乗じた額は 46,793.5 円となり、いずれか低い額を選択するとすれば補助金額は 46,793 円となるが、町補助金は 93,587 円を交付しているという齟齬が発生している。

本件については、要綱の『または農協が補助する金額に 2 分の 1 を乗じて算定した額のいずれか低い額』という表記が誤りであり、正しくは『本補助金は苗木購入に必要な経費の内消費税を控除した額に 3 分の 1 を乗じて算定した額とし、予算の範囲内で交付する。』が正しい表記のようであり、実態に即していない補助要綱の記述内容を修正する必要がある。

(カ) 八頭町「出る杭を伸ばす」事業者応援補助金交付要綱については、今回の対象事業に直接該当するものではないが、補助事業の対象として「展示会等出展支援型自社製品の販路拡大のため県外の展示会、商談会及び物産展等への出展に係る事業」が近年追加されているようである。

従来の事業は継続されることを前提に、補助要綱第10条で「補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後3年間、各年度末までに、経営状況等を報告しなければならない。」旨定めているが、上記のような一時期限定の展示会や商談会等の場合においても、経営状況等の報告の義務付けが適用されるような要綱となっていることから、出展のみ等の場合においては、補助申請者に負担感が出ないような条文を追記するなどの配慮が必要ではないかと思料する。

ウ 補助金交付関係事務で再考を要するもの

上南大口堰水利から申請された農地・農業用施設災害の認定に当たり、「八頭町農地、農業用施設等災害復旧事業補助金交付要綱」において、補助が受けられない農地、農業用施設等の災害復旧事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、町の農林業振興に資することを目的として町単独で補助するとしている。

そうした中で、農業用水路が埋塞して用水の通水に支障をきたすとして、流入土砂撤去事業に補助金を交付している。

本来であれば、異常気象であることを示す気象データを保有し、土砂が埋塞して水路の通水が困難であることのほか、原則として水路断面の3割以上埋塞していることが、いわゆる災害復旧事業に該当するとして採択されるべきものである。

本件は、上流部で異常気象を示す雨量データがあるとしているものの、データは備え付けされてなく、埋塞土砂を明示した水路断面もなく、写真で見る限りでは3割以上埋塞しているようにはみられず、一見すれば維持管理の範疇のものではないかとも推察される案件である。

復旧後であり現地は確認できないので何とも言い難いが、災害復旧事業で採択する事例が発生すれば、今後は、基本的な事務的作業として、異常気象のデータや水路及び堆積土砂の断面図を作成・保管しておくなどの対応が望ましい。

エ 指定管理業務関係で改善の余地があるもの

(ア) 郡家駅コミュニティ施設「ぷらっとびあ・やず」

指定管理者協定書第15条において、指定管理料の精算として「指定管理料のうち、施設にかかる光熱水費、修繕費及び委託費相当額について実費精算するものとする。」旨規定されているが、令和6年度の指定管理にかかる収支決算書をみると、総収入額から総支出額を差し引くと、174,176円の黒字を計上している。

そうした中で、実費精算項目の支出を合計すると予算額3,058,000円に対し決算額は2,672,592円であり385,408円減少している。協定書第15条を遵守して算定すれば減少額の385,408円を町へ返還せざるを得ない状況となっている。

しかしながら、収支決算上において黒字額は174,176円であり、実費精算すべき385,408円を返還するには黒字額の174,176円を先充当し、さらに不足する211,232円を支払う原資が無いことから、どこからか捻出しなければならないという状況が発生している。

不足額の211,232円は収支決算書の表の欄外で計算され、町に返還しているが、支払う原資がないことから令和7年度の指定管理料から入金して対応している。

こうした複雑な「実費精算項目」を定めることは、町の担当者の事務処理のみならず、指定管理先の担当者の会計処理を複雑化させ、収支決算表の中では反映されない取り扱いであり、決算処理を難解にさせる条文内容だと思料する。

改善策の一つとして例に挙げてみると、協定書第 15 条の条文を「乙は、指定管理料のうち、施設にかかる光熱費、修繕費及び委託費相当額について実費精算とする。なお、決算時において、収支残高が実費精算額に満たない場合は収支残高を限度として実費精算額とすることができる。」旨のなお書きを加えることにより、煩わしい決算事務処理が避けられるのではないかと思料する。

(イ) 八東地域福祉センター

令和 6 年度において、光熱費の高騰による維持費の負担増に関し、指定管理料を増額するため、指定管理協定書の指定管理料の増額を行なう処理がなされている。

指定管理料の増額金額を算定するに当たり、令和 3 年度の光熱水費と令和 6 年度途中の増加率を基に算定しており、考え方としては適切な方法だと思われるものの、光熱費実績の基礎となる令和 3 年度においては、鍛冶屋温泉の営業休止が 2～3 か月あった年度であり、両年度間の実績を基に比較するにあたり単純に実績額のみで比較検討すべきではなく、休止期間中の光熱費は LP ガス代及び灯油代（温泉のみ）は極めて少額となっている。施設休止中は光熱費はほとんど使用されなかったのが理由であり、光熱費の高騰によるものではないことから、所要の修正を加えるべきであり、単に実績額のみで単純比較すべきではないと思料する。

令和 6 年度の実績額からみると、結果的には報告を受けた光熱水費の実績額 2,736,192 円と指定管理料の追加額 2,735,000 円がほぼ同額であり、指定管理料の追加額としては結果論として問題はなかったものではあるが、基本的な考え方としては、比較年度の特異要因を予め修正したうえで年度間の比較検討すべきであり、適切性を欠いた算出方法がなされているものと認められる。

(2) 実施状況及び指摘事項等

ア 補助金等交付関係

(ア) 総務課所管 (1/17)

補 助 事 業 名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
集落公民館等整備事業補助金 (下日下部)	1,287,900	321,000	8月5日 監査室

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

(イ) 総務課防災室所管 (7/130)

補 助 事 業 名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町震災に強いまちづくり促進事業補助金 (耐震改修)	1,500,000	1,200,000	8月5日 監査室
八頭町震災に強いまちづくり促進事業補助金 (耐震改修)	1,500,000	1,200,000	
八頭町カーブミラー設置等補助金 (ひかりヶ丘)	237,600	118,000	
八頭町防犯灯設置補助金 (安井宿)	395,450	150,000	
八頭町消防施設整備事業補助金 (坂町)	484,000	242,000	
八頭町消防施設整備事業補助金 (中南)	99,000	49,000	
交通安全協会八頭町支部補助金	218,240	218,240	

監査結果

事業は目的に沿って執行されているものと認められた。

(ウ) 税務課所管 (2/125)

補 助 事 業 名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町新築家屋固定資産税補助金	130,500	65,200	8月5日 監査室
八頭町新築家屋固定資産税補助金	146,300	73,100	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

(エ) 人権推進課所管 (1/3)

補 助 事 業 名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町人権教育推進協議会補助金	1,831,852	1,831,429	8月5日 監査室

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

(オ) 町民課所管 (3/53)

補 助 事 業 名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町集落ごみステーション等整備事業 補助金(篠波集落)	7,188	5,000	8月7日 監査室
八頭町生ごみ処理機器購入費補助金	9,856	4,000	
八頭町くず梨等の液肥・堆肥化推進事業 費補助金	286,000	127,292	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

(カ) 保健課所管 (5/20)

補 助 事 業 名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町民間診療所開設補助金	100,000,000	50,000,000	8月7日 監査室
高齢者居住環境整備助成事業助成金	813,690	533,000	
住民主体通所型サービス運営事業費補助金(東郡家地区まちづくり委員会)	455,000	455,000	
住民主体通所型サービス運営事業費補助金(安部地区まちづくり委員会)	272,951	272,951	
中山間地域等訪問介護事業安定確保対策事業補助金	2,522,238	2,000,000	

監査結果

事業は目的に沿ってほぼ適切に執行されているものと認められた。

(キ) 企画課所管 (5/56)

補 助 事 業 名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町空き家財道具処分費補助金	504,900	300,000	8月7日 監査室
八頭町定住促進住宅取得補助金	29,083,000	300,000	
移住者受入組織・団体創出支援事業費補助金	8,619,852	8,000,000	
買物環境確保推進事業補助金	104,527,269	42,500,000	
空き家等解体撤去事業費補助金	3,080,000	1,522,000	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

(ク) 福祉課所管 (4/20)

補 助 事 業 名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
シルバー人材センター事業補助金	8,974,541	4,000,000	8月12日 監査室
災害時における支え愛地域づくり推進事業費助金	150,000	75,000	
第36回全国健康福祉祭とっとり大会交流大会開催事業費補助金	9,540,703	3,519,882	
八頭町子どもの居場所づくり補助金 (NPO 法人ワーカーズコープ)	1,500,000	750,000	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

(ケ) 建設課所管 (4/23)

補 助 事 業 名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
道路等愛護事業交付金 (上津黒区長)	60,000	60,000	8月12日 監査室
八頭町除雪機械運転手育成支援事業 (山陰建設)	428,650	284,000	
八頭町除雪機械運転手育成支援事業 (こおげ建設)	602,100	401,000	
民間企業の宅地造成事業に伴う補助金 (日興土地観光)	9,289,396	3,096,000	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

(コ) 男女共同参画センター所管 (2/3)

補 助 事 業 名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
男女共同参画推進会議活動事業補助金	92,360	54,279	8月12日 監査室
男女共同参画フェスティバル実施事業補助金	400,000	400,000	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

(サ) 産業観光課所管 (29/758)

補 助 事 業 名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
令和5年台風第7号災害からの営農再開 支援事業費補助金	18,700	9,352	8月19日 監査室
令和5年台風第7号災害からの営農再開 支援事業費補助金	63,580	31,793	
令和5年台風第7号災害からの営農再開 支援事業費補助金	29,004	14,503	
八頭町果樹安定生産支援事業費補助金	1,917,687	191,744	
八頭町収入保険制度加入促進事業費補助金	1,728,503	218,000	
八頭町フルーツの里推進事業費補助金 (鳥取いなば農業協同組合八束支店)	280,770	93,587	
八頭町フルーツの里推進事業費補助金 (鳥取いなば農業協同組合郡家支店)	269,993	269,993	
八頭町フルーツの里推進事業費補助金 (はっとうフルーツ観光園生産組合)	432,975	131,205	
八頭町担い手規模拡大促進事業補助金	433,840	433,840	
果樹カメムシ類緊急防除支援事業費補助 金	1,490,841	993,892	
ともに目指す！担い手強化支援事業費補 助金	9,300,000	4,650,000	
ともに目指す！担い手強化支援事業費補 助金	4,363,635	2,181,818	
鳥取梨生産振興事業費補助金	293,600	179,260	
鳥取梨生産振興事業費補助金	1,175,097	293,775	
八頭町乳牛優良精液導入事業費補助金	1,182,000	393,996	
八頭町和牛優良精液導入事業費補助金	1,445,200	481,712	
果樹産地新規就農受入体制モデル事業費 補助金	14,607,380	14,607,380	
地力増進作物等奨励事業費補助金	2,088,235	2,088,235	
新規就農者経営開始資金	750,000	750,000	
新規就農者経営開始資金	750,000	750,000	

農業用施設等整備費補助金 (新興寺)	407,000	200,000	8月19日 監査室
農地、農業用施設災害復旧補助金 (流入土砂撤去)	638,000	574,000	
農地、農業用施設災害復旧補助金	167,200	150,000	
射撃技術向上対策事業補助金	20,430	10,000	
花粉発生源対策促進事業補助金	5,978,350	767,858	
林道専用道(規格相当)整備事業補助金	19,653,004	800,000	
八頭町マルシェ実行委員会補助金	2,406,087	2,400,000	
新因幡ライン景観形成支援事業補助金	463,760	300,000	
「出る杭を伸ばす」事業者応援補助金	584,000	292,000	

監査結果

事業の一部については、補助事業の内容に見合った補助要綱を作成することなく、本来適用すべきではない補助要綱を基に処理している事案が認められた。

- ① 八頭町乳牛・和牛優良精液導入補助金交付要綱第5条において、「本補助金は、次の方法により算定し、予算の範囲内で交付する。精液1本当たり、1/3を助成する。」旨定められていることから、和牛改良組合等から複数の生産者分をまとめた形で補助申請がなされた場合、精液の単価が違っている場合においては、補助率の2/3を乗じた場合に円未満の端数が生じて切り捨てとなり、500本当たりで20円程度減額されている実態である。こうした農家ごとのほか種牛ごとの単価や本数が相違するものを1件ずつ補助金額を求める取り扱いが事務の煩瑣に繋がるものであると思料する。

② 果樹カメムシ類緊急防除支援事業費補助金

当該補助金の補助率は県1/3、町1/3を負担する補助事業であるが、補助申請は多数の組合員分をJAが一括して申請を行なっているものである。

補助基本額が1,490,841円であることから、本来であれば、県、町、申請者の負担割合は3者とも1/3ずつの496,947円を負担することになるものであるが、実態は、補助金額を求める計算式として組合員毎に補助率を乗じて得た額の1円未満の端数を切り捨てたうえで合計した額をJAが申請額(県と町の補助金はいずれも496,946円)としてJAが申請したものである。

組合員毎に補助金を算定しなければ、県、町、申請者とも負担額は1/3であるから3者が496,947円を負担すれば理にかなっているのではないかと。なぜ、1円2円の補助金を減額することとしているのか疑問が残る取り扱いであると思料する。

③ 八頭町収入保険制度加入促進事業費補助金

本件については、同補助金交付要綱第 5 条において、『加入初年度事務費賦課金加入者割 4,500 円』と『加入 2 年目以降事務費賦課金加入者割 3,200 円』と定められている。

しかしながら、実態をみるとネット申請をした場合は新規加入及び継続加入とも 1,000 円の割引がなされる取り扱いとなっているので、補助要綱の表記としては言葉足らずで不誠実であるものと思料する。

④ 八頭町フルーツの里推進事業補助金

補助金交付要綱第 5 条において、『本補助金は、苗木購入に必要な経費の内消費税を控除した額に 3 分の 1 を乗じて算定した額、または農協が補助する金額に 2 分の 1 を乗じて算定した額のいずれか低い額に予算の範囲内で交付する。』旨定められている。

この要綱に従って交付すべき補助金を計算してみると、苗木購入に必要な経費の内消費税を控除した額は 280,770 円となり、個人毎に 1/3 を乗じて算定した額は 93,587 円となる。

一方、農協が補助する金額 93,587 円に 1/2 を乗じた額は 46,793.5 円となり、いずれか低い額を選択するとすれば 46,793 円となるが、町補助金は 93,587 円を交付している。

本件については、要綱の表記内容が誤っているとの回答であった。

⑤ 八頭町「出る杭を伸ばす」事業者応援補助金交付要綱

今回の対象事業に該当するものではないが、補助事業の対象として「展示会等出展支援型自社製品の販路拡大のため県外の展示会、商談会及び物産展等への出展に係る事業」が近年追加されているようである。

従来の事業は継続されることを前提に、補助要綱第 10 条で「補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 3 年間、各年度末までに、経営状況等を報告しなければならない。」旨定めているが、上記のような一時期限定の展示会や商談会等の場合においても、経営状況等の報告を義務付けているような要綱となっていることから、出展のみ等の場合においては、補助申請者に負担感を感じさせるような条文となっている。

(シ) 教育委員会学校教育課所管 (5/30)

補 助 事 業 名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
特色ある学校づくり補助金 (郡家東学校)	264,892	264,892	8 月 21 日 監査室
5・6 年生校外活動(スキー教室)補助金 (郡家西小学校)	117,000	117,000	
特色ある学校づくり補助金 (八頭中学校)	436,992	436,992	
選手派遣費補助金(東部地区中学校秋季体育大会)	888,910	888,910	
八頭町教育会補助金	221,407	118,404	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

(ス) 教育委員会社会教育課所管 (6/17)

補 助 事 業 名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
ホッケー普及強化補助金 (スポーツ少年団)	148,143	119,000	8月21日 監査室
小中学生育成事業補助金(全日本バレーボール小学生大会)	85,380	30,000	
小中学生育成事業補助金(全国U15バスケットボール選手権大会)	81,620	30,000	
小中学生育成事業補助金(全国U15バスケットボール選手権大会)	83,120	30,000	
小中学生育成事業補助金(第16回全日本少年春季軟式野球大会)	15,880	7,940	
重要文化財矢部家住宅管理事業補助金	56,600	28,000	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められたが、一部、補助金の限度額の見直しの検討が必要と思われるものがみられた。

- ① 小中学生育成事業補助金について、補助金の額は補助対象経費の1/2としているが、交通費や宿泊費等が高騰している中で、八頭町小中学生育成事業補助金交付要綱では、全国大会参加者の監督の自己負担額85,380円、選手の自己負担額81,620円に対して補助金は一人当たり限度額30,000円を限度としていることから、監督など随行者の負担割合が大きくなってきている現状がみられる。

(セ) 学校給食センター (1/1)

補 助 事 業 名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町学校給食食材費補助金	24,081,455	24,081,455	8月21日 監査室

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

イ 指定管理者関係

(ア) 産業観光課所管

施 設 名	指定管理者名	実施日	概 要 (円)		
八東フルーツ総合センター	八東地域振興(株) 代表取締役 寺坂 健治	8月5日 現 地	管理料 (3年間)	R6年度	3,750,000
				R7年度	3,750,000
				R8年度	3,750,000
			指定期間	R6.4.1～R9.3.31	

監査結果

初年度に当たる6年度は、総事業費67,951千円、指定管理料は3年間で11,250千円であり、店舗におけるフルーツ等の売上及び観光園収入等で業務は行われている。

- ① 令和6年度も「フルーツ」「バイク」「鉄道」「音楽」の4つのキーワードを重点とし、イベント開催や出張販売、GNSでの情報発信のほか、ネット利用や新聞等のメディアから取材を受けるなど積極的な活動が功を奏し、売上高は着実に増加してきている。

(イ) 産業観光課（商工観光室）所管

施 設 名	指定管理者名	実施日	概 要 (円)		
郡家駅コミュニティ施設 「ぷらっとぴあ・やず」	八頭町観光協会 会長 本田 陽二	8月7日 現 地	管理料 (3年間)	R6年度	5,510,000
				R7年度	5,510,000
				R8年度	5,510,000
			指定期間	R6.4.1～R9.3.31	

監査結果

初年度に当たる6年度は、総事業費5,645千円、指定管理料は3年間で16,530千円であり、概ね指定管理料で業務は行われている。

- ① 令和7年度の通常総会において、八頭町観光協会会長であった本田氏が退任し、後任会長として小原会長が選任されている。
- ② 令和6年度の指定管理にかかる収支決算書をみると、総収入額から総支出額を差し引くと、174,176円の黒字を計上している。

そうした中で、実費精算項目の支出を合計すると予算額3,058,000円に対し決算額は2,672,592円であり385,408円減少している。協定書第15条を遵守して算定すれば減少額の385,408円を町へ返還せざるを得ない状況となっている。

しかしながら、収支決算上において黒字額は174,176円であり、実費精算すべき385,408円を返還するには黒字額の174,176円を先充当し、さらに不足する211,232円を支払う原資が無いことから、令和7年度分の指定管理料から入金して対処している。

(ウ) 保健課所管

施 設 名	指定管理者名	実施日	概 要 (円)		
船岡保健センター	八頭町社会福祉協議会 会長 小谷 知載	8 月 12 日 現 地	管理料 (3 年間)	R 4 年度	7,824,000
				R 5 年度	7,577,000
				R 6 年度	7,561,000
			指定期間	R4. 4. 1～R7. 3. 31	

監査結果

- ① 最終年度の 6 年度は事業費 7,460 千円であり、指定管理料収入のみで業務は行われている。
- ② 八頭町社会福祉協議会会長は、令和 7 年度において小谷会長から岡森会長に変更となっている。
- ③ 光熱費の高騰に伴う指定管理料の追加申請を令和 4 年度から 6 年度まで行っており、指定管理基本協定書に基づき、指定管理料は令和 4 年度は+731,000 円、令和 5 年度は+484,000 円、令和 6 年度は 468,000 円の増額変更が行なわれている。

(エ) 福祉課所管

施 設 名	指定管理者名	実施日	概 要 (円)		
八東地域福祉センター	八頭町社会福祉協議会 会長 小谷 知載	8 月 19 日 現 地	管理料 (3 年間)	R 4 年度	9,839,928
				R 5 年度	10,303,568
				R 6 年度	11,194,000
			指定期間	R4. 4. 1～R7. 3. 31	

監査結果

- ① 最終年度の 6 年度は事業費 18,343 千円、指定管理料は年間 11,194 千円あり、指定管理料のほかに鍛冶屋温泉の利用料収入 4,831 千円で施設運営されている。
- ② 光熱費の高騰に伴う指定管理料の追加申請に当たり、増加額の算定方法について下記のとおり妥当性を欠く処理がなされているものと認められる。

電気代、LP ガス代、灯油（温泉）代について令和 6 年度分をみると、令和 3 年度分と令和 6 年度分の実績差額のみを比較し、指定管理料の増額を決定している。

しかしながら、令和 3 年度においては、鍛冶屋温泉は新型コロナウイルスの影響で、令和 3 年 7 月 28 日から同年 9 月 13 日までの 48 日間温泉の利用を中止していた時期があるが、休止期間中は LP ガスや灯油代の燃料費はほとんど必要がなかったものと思われ、実績額も通常月と比べてみると大幅に減少している。

4 年度から 6 年度までの 3 ヶ年間の光熱費と、3 年度の年間実績額の差額を比較し、3 ヶ年とも年間実績の差額相当額の満額を増額請求を受け処理しているが、3 年度の実績額は営業休止という特殊事情があり、特に 8 月分と 9 月分の光熱費は低額となってるにも係わらず何ら修正をすることなく実績額で比較検討されている。

本来であれば、令和 3 年度は特殊事情がある年度であるため、3 年度の平常月の光熱費と増額となっている次年度以降の各月の光熱費をそれぞれ比較して増加額を積算すべきであったものと思料する。

結果論ではあるが令和 6 年度分光熱水費は結果として 2,736 千円を計上しており、ほぼ同額の光熱水費（2,735 千円）が追加指定管理料として支払われている。